

保護者様

京都市立伏見中学校

校長 宮部 剛

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 学校所在の伏見区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合以下の措置をとります。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページ・すぐるにより、授業等を実施する旨を連絡します。

- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。状況によっては、保護者への引き渡しを行います。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

台風等に対する非常措置についてのお知らせ（改訂版）

近年の気象災害の激甚化や、防災気象情報・避難情報の制度変更に伴い、本校では台風や大雨等による非常時において、次のとおり対応します。テレビ・気象庁ホームページ・京都市防災情報等にご注意いただき、お子様の安全確保にご協力をお願いします。

1 臨時休業等の判断基準

次に示す（１）気象警報、または（２）避難情報が発表された場合は学校の非常措置の対象となります。登校前に発表された場合は、解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。

（１） 気象警報（気象庁が発表）…京都市（京都・亀岡地域）に

・ 暴風警報

・ 警戒レベル５「特別警報」（氾濫、大雨、土砂災害、高潮の４種類）

※気象警報の警戒レベル３「警報」、警戒レベル４「危険警報」（氾濫、大雨、土砂災害、高潮の４種類）の段階は非常措置対象ではありませんが、いつ災害が発生してもおかしくない状況ですので、次の（２）に示すとおり、京都市が発表する避難情報をご確認ください。本校学区内に避難情報の警戒レベル４「避難指示」以上が発表されている場合は非常措置を行います。

（２） 避難情報（警報や河川の状況などを基に京都市が発表）…伏見板橋・伏見住吉・下鳥羽のいずれかの学区内に

・ 警戒レベル４「避難指示」

・ 警戒レベル５「緊急安全確保」

（解除後の登校については、暴風警報に準じた措置をとります。）

※警戒レベル３「高齢者避難」のみでは、原則として非常措置は行いませんが、長引くことが予想されるなどの気象状況により、教育委員会の判断で臨時休校となる場合があります。

2 登校前の場合

【特別警報】

解除時刻	学校の措置
午前０時までに解除	５限（１３：１０）から始業（給食中止）
午前０時現在発表中	臨時休業

【暴風警報】【避難指示等（学区内に警戒レベル４「避難指示」以上）】

解除時刻	学校の措置
午前７時まで	平常授業
午前９時まで	３限（１０：４５）から始業
午前１１時まで	５限（１３：１０）から始業（給食中止）
午前１１時現在も継続	臨時休業

3 在校中の場合

在校中に、気象警報の警戒レベル５「特別警報」、「暴風警報」、避難情報の警戒レベル４「避難指示」、警戒レベル５「緊急安全確保」が発表された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に待機させます。状況によっては、保護者への引き渡しを行います。